

「事業の名称」欄
出先機関(支社、支店、営業所等)の場合は、「〇〇会社△△支店」と出先機関名まで記入してください。

「時間外、休日労働をさせる必要のある具体的事由」欄
具体的事由は、業務の種類別に記入してください。

「延長することができる時間」欄の「1日」欄
延長することができる1日の限度時間を記入して下さい。

「1日を超える一定の期間(起算日)」欄
1日を超え3か月以内の期間及び1年について記入してください。
()は起算日を記入する。
記入例:1週間(月曜日)、1か月(毎月1日)、1年(4月1日)

一定期間についての延長時間の限度

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間 ※
4週間	43時間
1か月	45時間
2か月	81時間
3か月	120時間
1年間	360時間

様式第9号(第17条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)						
機械器具製造業	〇〇工業株式会社	〇〇市〇〇町×-×-× (〇〇〇)-〇〇〇〇						
事業の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間		期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日) 1ヶ月(毎月1日) 1年(4月1日)		
下記②に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合 月末の締めのため	営業	2人	1日8時間	3時間	40時間	300時間	平成〇年〇月〇日から1年間
		経理	同上	同上	3時間	40時間	300時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注・納期の変更	機械組立	20人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
		検査	3人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土曜日及び国民の休日	1ヶ月のうち2回、8:00~17:00		平成〇年〇月	
臨時の受注・納期の変更等の場合		機械組立	20人	別紙年間休日表で定める日	同上		〇日から1年間	

1年単位の変形労働時間制の場合の限度時間
(対象期間が3か月を超える場合)

期間	限度時間
1週間	14時間
2週間	25時間 ※
4週間	40時間
1か月	42時間
2か月	75時間
3か月	110時間
1年間	320時間

なお、工作物の建設の事業・自動車の運転の業務等については適用が除外されます。

「業務の種類」欄
業務の種類によって細かく分類して記入してください(男女の区別はしないこと)。労働基準法第36条但し書の健康上特に有害な業務について協定した場合には、その業務を他の業務と区別して記入してください。

「1年単位の変形労働時間制により労働する労働者」欄
対象期間が3か月を超え1年以内の変形労働時間制により労働する者について記入してください。

「協定の成立年月日」欄
有効期間の初日以前に協定してください。

「期間」欄
協定の有効期間を記入してください。

「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」欄
法定休日のうち休日労働させる日数を記入する。
週休2日制等により所定休日が週2日以上ある事業場は、1週1日の休日確保されている日(週休2日制の土曜日等)に労働させても法定の休日労働に該当しないので、届出の必要はありません。

「協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職氏名」欄
労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合名を、ない場合には労働者代表を選び、その者の職、氏名を記入する。なお、労働者代表は次のいずれにも該当する必要があります。
① 監督または管理の地位にある者でないこと
② 労使協定の終結等を行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等により選出された者であること
また、使用者は
① 労働者が過半数代表者であること
② 労働者が過半数代表者になろうとしたこと
③ 労働者が過半数代表者として正当な行為をしたこと
を理由として、その労働者に対し不利益な取扱いをしてはいけません。

「協定の当事者の選出方法」欄・選出方法例
投票による選挙、挙手による選挙、投票による信任、挙手による信任、回覧による信任等
協定の当事者が過半数を代表する労働組合の場合は、この欄の記入は必要ありません。

「所定休日」欄
就業規則等で定められた休日を記入する。年間カレンダーによる場合は、添付してください。

「職・氏名」欄
他に書面による協定がないときは、この例のように労働者代表の押印等を加えて協定書とすることができます。

【特別条項付き協定】
限度時間(※)を超えて労働時間を延長しなければならない「特別の事情」が生じた場合に限り、限度時間を超える一定の時間(特別延長時間)まで労働時間を延長することができる旨を協定で定めることができます。
この協定は、あくまで時間外労働に関する例外的な取扱いですから、次の点に注意してください。
① 「特別の事情」は、臨時的なものに限られること
具体的には、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれるもので、できる限り詳細に協定すること。
② 特別延長時間まで労働時間を延長できる回数を協定すること
特別延長時間まで労働時間を延長できる回数は、特定の労働者についての特別条項付き協定の適用が1年のうち半分を超えないようにしてください。
③ 一定期間の途中で「特別の事情」が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続を協議、通告、その他具体的に協定すること。

協定の成立年月日 平成〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 博多 一郎

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) 平成〇年〇月〇日

〇〇 労働基準監督署長 殿

署名 組立工 福岡 太郎

使用者 署名 〇〇工業株式会社 代表取締役 博多 一郎

